

## 公益財団法人青森学術文化振興財団理事、監事及び評議員に関する報酬等の支給基準

定款第16条、第30条に定めるとおり、この法人の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

### 附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。